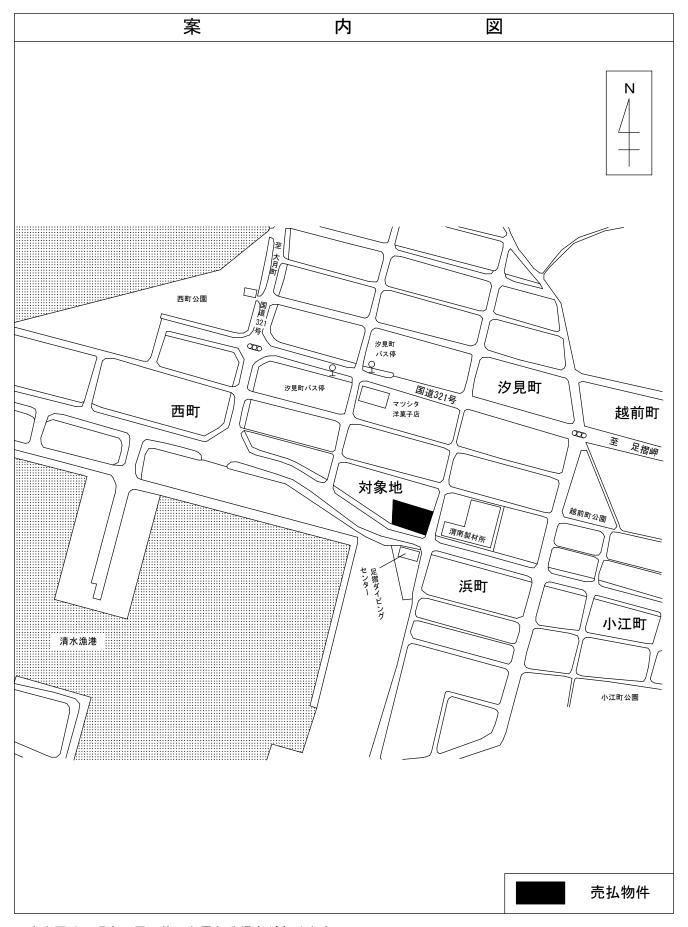
物件番号 1404

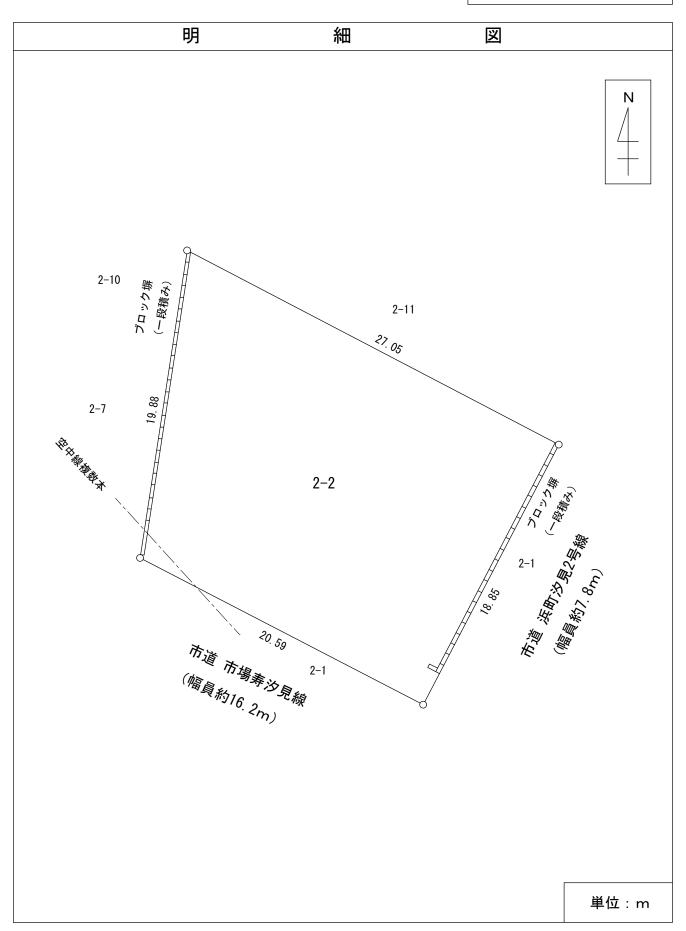
所	在地	高知県	上佐清	大市浜	订2番	<u>\$</u> 2							
住居表示		高知県	高知県土佐清水市浜町2番街区										
現況地目		宅地	宅地		449.12 m ²						工作物	一式	
及び面積等										2	立木竹	_	
登言	記簿 <u>地</u> 事項 地												
記載	致	量 449.12	449. 12m²										
接可の	面道路 状 況	南側 東側		舗装市道 舗装市道	幅員約 16.2 m 幅員約 7.8 m					(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路)			
	建築基準法			内(非線引)									
法令に基づ													
		建 蔽 孶	5	70%									
基づ		容積率		300%									
<	14 /2	高度制限 防火指定		<u> </u>									
制限	そ の 他	その 建築基準法第22条 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項											
	の負担等												
に関する事項 道路後退 無 負担の内容									描	弘 敕 储	± Λ)		
供約	合処理	供給処理施設 電 気				施 設 整 備 状 況					施 設 整 備 の 特別負担の有無 —		
	. Ф. Ш. Т.		公営水道 接面道路配管 有								無		
施設の概要					<u>未定</u> 未定						未定		
交ì	通機関	鉄道等 一 バス 高知西南交通バス 汐見町バス停の 南東方 約0.2							n 徒歩3分				
公共施設		±	佐清水	〈市役所			清水	小学校		清水	中学校		
4	別紙(次頁)を参	照して	ください。									
参													
考													
事													
項													

- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。(問い合わせ先:高知県土木部都市計画課)
- ◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。(問い合わせ先:高知県危機管理部南海トラフ地震対策課)
- ◎本地は以前、国の庁舎敷地でした。
- ◎工作物一式の内訳は、囲障、諸標ほかです。
- ◎敷地の西側・東側にブロック塀(一段積み)が設置されています。
- ◎敷地南西側に空中線が複数本通っています。
- ◎本地を含む周辺地域は、土佐清水市による水防法に基づく水害ハザードマップが作成されておりません。 詳細については、土佐清水市危機管理課にご照会ください。
- ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1404



高知県土佐清水市浜町2番2

物件番号 1404

現 真

